

中学校社会科における文化財学習の構想

—保護と継承の視点から—

小室 早弥花

1. 論文構成

序章 問題の所在と研究の目的

第1節 問題の所在

第2節 研究の目的と方法

第3節 論文の概要

第1章 文化財とは

第1節 文化財の概要

第2節 我が国における文化財保護の取り組

第2章 学校教育と「文化財」

第1節 文化財を教育において活用する意義 とねらい

第2節 中学校社会科教育における「文化財」 の取り扱い

第3章 学校教育に求められる文化財学習の構 想

第1節 文化財学習の構造と考察

第2節 文化財学習の構想

第4章 文化財学習の授業構想

第1節 デジタルコンテンツの実態と活用の 意義

第2節 文化財学習のカリキュラム構想

終章 研究の総括と今後の課題

第1節 研究の総括

第2節 今後の課題

2. 問題の所在と研究の目的

(1) 問題の所在

現代の社会的状況を鑑みると、文化財に対する保護や継承の意識の低さが見て取れる。2009年3月4日付の共同通信では世界遺産及び国宝に指定されている姫路城への落書き被害、2011年12月には奈良県当麻寺で落書きが発見された。また、2010年総務省消防庁の発表¹⁾では、1999年から

2008年にかけて毎年平均5棟の重要文化財建造物等で火災が発生し、そのうち65%が放火によるものであると報告している。以上から、文化財への価値の理解や文化財保護の姿勢が備わっているとは言い難く、筆者は文化財の価値を正しく理解し生徒が伝統・文化の継承者としての自覚を持つことができるような体系的な文化財学習の必要性を実感する。ここで第一の問題意識として、どのような視点・プロセスで文化財学習を構想すれば、保護と継承の姿勢を育むことができるのかということである。しかし、さらに第二の問題意識が浮かぶ。現在の教育課程は、主要科目の単位時間増加や総合的な学習の時間の削減から、実際の教育現場でまとまった単元としての文化財学習の実施が可能とは言い難いということである。また、文化財保護と継承の姿勢は一朝一夕に見につくものではなく、日々の継続的な意識付けと取り扱いが必要である。つまり、文化財に対する保護と継承の姿勢を育むことが求められる現代において、体系的な文化財学習だけでなく、日々の授業において取り扱うことのできる文化財の提示媒体と活用方法についても明らかにする必要があるのである。

(2) 研究の目的と方法

本研究の目的は、一点目に生徒が文化財保護に対する姿勢を育むために、どのような視点・学習プロセスが必要であるのかを考察し、文化財学習を構想すること、二点目に日々の授業で取り扱うことのできる文化財の提示媒体と活用方法について明らかにすることである。

方法として、まずは中学校社会科教育において文化財がどのように取り扱われているのか実態を把握するために、これまでの学習指導要領の記

述の分析を行う。さらに、現在使用されている教科書(地理的分野4社、歴史的分野7社、公民的分野7社)においても分析を行う。また、外池智氏、米澤春菜氏が示している文化財学習の構造及び田渕五十生氏が提唱している世界遺産教育の構造を考察し、各学習プロセスの意義を整理した上で、筆者の文化財学習を提案する。ここでは、学習指導要領及び教科書分析の考察と課題についても踏まえた上で論じていく。最後に上記の研究を踏まえ、文化財学習のカリキュラム構想を行う。

3. 論文の概要

(1) 第1章

第1章では文化財と関連する言葉の概念と定義を整理した上で、我が国における文化財保護の取り組みについて考察した。まず第1節では、文化財、文化遺産、伝統文化という言葉について、文化庁や文化審議会の概念を中心に取り上げた。そこから、文化財の概念を「有形、無形にかかわらずこれまで受け継がれてきた文化的所産すべて」という身の回りに存在するものすべてを文化財と定義することができた。こういった背景には、近年の社会問題に伴う文化財後継者の高齢化問題、地域の過疎化によって文化財の保護が疎かになり失われているという背景がある。文化遺産についてもほぼ同等の意味をもつと示すことができた。伝統文化については「無形の文化的所産すべて」とし、文化財・文化遺産に抱合される形となる。しかし、厳密に保護・保存という観点で論じる際は、法律や条約に規定された文化財に限定される。具体的には我が国の文化財保護について体系的に定めている文化財保護法第2条に定義される文化財の類型である。本研究を進めるにあたって、つまり、時と場合にこれ以降の文化財は文化財保護法に定義されている文化財を示すものとし、「文化財」と記載する。第2節では、文化財保護法が成立するまでの社会情勢と法制度の変遷を追って考察を行った。また、現代の文化財

を取り巻く社会的问题を財政問題及び後継者不足問題に分け、その具体的な取り組みについて文化庁やNPO法人、筆者の出身地である秋田県横手市を事例として考察した。ここから、文化財を保護・継承するためには国や地方公共団体といった特定の機関だけでなく、国民全体が关心を持ち取り組むことが必要である。筆者はその中でも次世代を担う子どもたちへの啓発が重要であり、「教育」、とりわけ「文化財学習」の実施が必要であると述べた。

(2) 第2章

第2章では、文化財を教育で扱う意義とねらいを定義し、また中学校社会科教育における文化財の取り扱いの実態分析を行った。

第1節では、文化財を教育で扱う意義として、文化財を保護・継承する姿勢を身に付けることができる他に、国際理解・異文化理解の基盤づくりとなること、「人」の生き方について学ぶことにつながるという3点を述べた。また、ねらいを「文化財の価値を正しく理解した上で文化財を尊重する態度を養い、次世代に継承する担い手の一人としての自覚をもつとともに、文化財保護と継承に主体的にかかわることができるようになる」と定義づけた。

第2節第1項及び第2項では、中学校社会科教育における文化財の取り扱いの実態としてまずは学習指導要領の記述分析を行った。その結果、試案の段階であった昭和22年版及び昭和26年版では、「文化財」についての単元が設定されていたが、昭和33年版への改訂を境に現行の平成20年版まで歴史的分野と関連させた取り扱いに移行したことが明らかになった。地理的分野・公民的分野においては、目標、内容、内容の取り扱いのいずれにも「文化財」の記載をみるとできなかった。しかし、実際に教科書を開いてみると、地理的分野・公民的分野においても文化財が取り扱われおり、歴史科目以外でも文化財について学

習する可能性を見出すことができる。したがって、第3項では文化財の掲載数と単元のかかわり、文化財の概念的理解のための記述の有無、保護・継承を看過する記述の有無という3観点について地理教科書4社、歴史教科書7社、公民教科書7社分の分析を行った。その結果、文化財の平均掲載数はそれぞれ15点、96点、10点であり、歴史教科書において最も多かった。また、平均掲載数が多い単元は、地理において「(2)日本の様々な地域ウ日本の諸地域」、歴史では「(2)古代までの日本」「(3)中世の日本」、公民では「(1)私たちと現代社会ア私たちが生きる現代社会と文化」であった。他2観点の分析結果を踏まえ、文化財掲載の目的について、地理科目では地域や人との文化財の共生について考えるための、歴史科目では文化財を歴史的時代や文化とともに理解するといった観点から文化財がもつ価値についての理解のための、公民科目では伝統文化への理解と国際的な視点を育むための目的があると考察することができた。つまり、分野といった枠組みを飛び越えて3分野の視点を含む学習プロセスを構築し、体系的な文化財学習に組み入れることで、ねらいを達成することができると考察した。分析結果から見る課題としては、文化財の概念・定義についての記述や保護継承を看過する記述については教科書会社によって全く見られなかったり内容にも差があった。また、正式名称が不明の文化財や所蔵が記載されていない文化財が多数あり、文化財への理解に格差が生じてしまう可能性が挙げられる。こういった点からも、教科書のみで文化財の保護と継承の姿勢を育むことは難しく、教師の積極的な時間の創出と、文化財学習の実施が求められるのである。

(3) 第3章

第3章では、第2章で行った教科書分析の結果と文化財学習及び世界遺産教育の考察から筆者の提案する文化財学習を示し、留意事項を述べた。

第1節では外池智氏、米澤春菜氏、田渕五十生氏の学習構造を考察し、①文化財を歴史史料として活用し時代や文化を読み取る学習、②文化財保護の制度や指定等の流れ、種類などの文化財として認められる価値といった概念についての学習、③文化財に対するマナーなど倫理面について考える学習、④文化財保護にかかる人の努力や工夫について学ぶ学習、⑤文化財を通して国際的な問題について考える学習の5点に細分化した。第2節では、前節の5点のプロセスから筆者の文化財学習を「歴史学習としての文化財学習」「文化財を守るための学習」の2つに大きく分けた。前者はさらに「①文化財をきっかけに時代の特色や社会事象について学ぶ」「②各時代の文化について学ぶ」、後者は「①文化財の概念を学ぶ」「②文化財の保護と継承にかかる人々の努力にふれる」「③文化財を取り巻く国際問題について考える」とした。実施する際の留意事項としては、「歴史学習としての文化財学習」は歴史学習において、「文化財を守るための学習」は総合的な学習の時間に行なうことでの効果が期待できる。また、生徒の五感を刺激するために体験的な機会の創出や日々の授業での視聴覚資料、レプリカの導入の必要性、最後に地域との連携の必要性について述べた。

(4) 第4章

第4章では、研究の目的の2点目である日々の授業で取り入れることのできる文化財の提示媒体と活用方法について考察した上で、本研究のまとめとして第3章で筆者が提案した文化財学習にのっとったカリキュラム構想及び「デジタルコンテンツ」の導入を行った。

第1節では、文化財の提示媒体として「デジタルコンテンツ」の実態を取り上げた。まず、デジタルコンテンツを取り上げた理由について述べたい。それは、文化財学習を行う際に、決定的な問題として挙げられる「時間的・空間的制約」を

解決することができるからである。身近にある文化財について学習する場合、直接的な機会をもつて具体的に学ぶことが可能となるが、距離が離れている場合には、その文化財が存在する地に赴き学習することは困難であり、時間的・空間的制約が生まれてしまう。しかし、デジタルコンテンツを活用することで、制約を乗り越えた文化財の鑑賞が可能となり、さらに教科書分析から見出した課題の一つである「指定・名称不明の文化財」の検索が可能となるといった意義と効果が生まれるのである。そして、疑似体験として日々の授業の中で容易に活用することできるという利点もあるのである。第1節では以上の意義と効果を述べたのち、デジタルコンテンツの定義と種類について述べた。さらに、実際に「文化財」に関するデジタルアーカイブの中で「文化財」の体系化されたデータベースが備わっている web サイトを抽出し、概要と活用方法について述べた。

第2節では、本研究のまとめとしてこれまで行った分析結果や文化財学習のプロセス、デジタルコンテンツについての研究を踏まえたカリキュラム構想を行った。ここでは、教師による積極的な授業づくりと実施までの準備が求められる「文化財を守るための学習」を取り上げた。題材の選定については、「①文化財の概念について学ぶ」学習については、文化財のデータベースサイトである「文化遺産オンライン²」や「e 国宝³」を活用することとした。「②文化財の保護と継承にかかる人々の努力にふれる」学習については、筆者は「文化財を守るための学習」の根幹であると考えている。そのため、文化財保護に直接関わる「人」と生徒が関わる時間の割出が必須であることから、題材として物理的に「身近」である文化財を選定する必要がある。したがってここでは、筆者の出身校である横手市立横手南中学校を授業の対象として想定し、秋田県及び横手市の文化財を事例とした。「③文化財を取り巻く国際問題

について考える」学習では、日本と韓国との間で生じている「文化財返還問題」を題材とした。単元名は「文化財の保護と継承」とし総時数 9 時間のカリキュラムを構想した。

4. 今後の課題

今後の課題として 2 点挙げる。1 点目は、小学校、高等学校における文化財学習の構築である。本研究では中学校社会科において文化財学習を構想したが、この学習プロセスは他校種でも活用することができると考える。したがって、発達段階や学習レベルを考慮した上でどのような文化財を選定し授業を組み立てるのか研究する余地がある。また、この点から、小学校から高等学校にかけて長期的な文化財学習の実施も考えられるため、「連携」という観点からの研究も必要である。

2 点目は、デジタルコンテンツの実態の把握についてである。文化財のデジタルアーカイブ化はこれから社会においてさらに活発化することが考えられる。また、本論で抽出した web サイト以外にも、博物館や美術館、重要文化財に指定されている寺社仏閣が運営しているサイトが存在する。したがって、現時点での把握では不十分であるため、今後の課題としてデジタルアーカイブの動きを捉え、研究を深めていきたい。

¹ 総務省消防庁「重要文化財建造物等に対応した防火対策のあり方に関する検討会報告書（中間報告）」2010 年

<http://ns2.fdma.go.jp/html/data/tuchi2204/pdf/20412 Houkoku.pdf#search>

² 文化遺産オンライン
<http://bunka.nii.ac.jp/Index.do>

³ e 国宝
<http://www.emuseum.jp/>